

第97回千葉県大規模小売店舗立地審議会

1 日 時:平成24年10月25日(木) 午後2時から午後2時45分まで

2 場 所:プラザ菜の花 3階 会議室

3 出席者:千葉県大規模小売店舗立地審議会委員(8名)

白田委員、懸田委員、鬼沢委員、木村委員、土屋委員

安井委員、池邊委員(書面)、今関委員(書面)

事務局

床並商工労働部次長

経営支援課 山口課長、江澤室長、森副主幹、宮崎副主幹

菅原主査、逢坂主事

4 開 会:

① 審議案件概略説明

<事務局> 本日の審議案件は、四街道市物井の(仮称)ホームプラザナフコ四街道店、大網白里町仏島の(仮称)ケーズデンキ大網白里店の新設2件の届出案件となっております。この他報告案件として、おおたかの森S・C の1件が既存店舗の変更として届出のあったもので、既に手続きを終えたものであります。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

② 成立要件の確認(県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。)

③ 県行政組織条例第32条第1項の規定により懸田会長が議長となった。

④ 議事録署名人選出(議長が安井委員と木村委員の2名を指名した。)

5 議 事:

○ 議題(1) 新設の届出に対する県意見の審議は、次のとおりであった。

<懸田会長> 本日の審議案件は新設案件2件でございます。それでは審議案件の1、(仮称)ホームプラザナフコ四街道店につきまして事務局から説明をお願いします。

①(仮称)ホームプラザナフコ四街道店について

<事務局> 審議資料及びスクリーンにより説明。

今関委員からの書面による意見は次のとおり。

特に意見はありません。千葉県の見解案は妥当と考えます。

池邊委員からの書面による意見は次のとおり。

表記案件については、もねの里の地区計画にもとづく規制に従い、地域環境への配慮がなされていると書かれています。たしかに、緑化面積も3.8%とられており、面積としては、望ましい水準です。ただし、この緑化計画では、芝又は、種子吹付による緑地とあります。しかし、この場所は、駐車場と歩道の間でもあり、水切れや人の出入りによる踏圧により、容易に枯れてしまい、数か月あるいは1年後には、消滅することが予想されます。また、そうでない場合には、芝が雑草に変わり、雑草駆除の必要から除草剤などがまかれ、緑化部分でなくなることを予想されます。

乾燥に耐え、将来的にも緑地として維持できるグランドカバープランツを選定し、長期的に緑化地として維持していくことをお願いしたい。

<懸田会長> 何か御質問がありましたらお願いします。

<臼田委員> もねの里の「もね」の意味を教えてください。

<事務局> 地元の人が物井地区の「物井」を「もね」と呼んでいることが由来となっています。

<懸田会長> 専門委員からの御意見ですが、交通について安井委員をお願いします。

<安井委員> 関係機関と適切に協議がなされており、交通量調査の結果も妥当だと思いますし、交通への影響は少ないと思います。

<懸田会長> 騒音について木村委員をお願いします。

<木村委員> 営業時間や荷さばきが夜間にかかりませんので問題ないと思いますが、昼間55dBの予測が出ていますので、苦情が出れば速やかに対応をお願いします。

<懸田会長> 廃棄物、リサイクルについて鬼沢委員をお願いします。

<鬼沢委員> 計画がきちんとされています。段ボール、発泡スチロールについて社内研修を実施するとされていて適切な対応です。計画通りに進めてもらいたいと思います。

<懸田会長> 他に意見がないようなので、県の見解案「意見なし」を妥当としたいと思います。

②(仮称)ケースデンキ大網白里店について

<懸田会長> それでは、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局> 審議資料及びスクリーンにより説明。

今関委員からの書面による意見は次のとおり。

特に意見はありません。千葉県の見解は妥当と考えます。

池邊委員からの書面による意見は次のとおり。

この案件については、地区計画がなく、景観条例などもない地域ですが、自主的な緑化面積として、敷地周囲全体に6.8%の緑化面積が確保されていることは評価できます。ただし、樹種などの表記がないため、樹種を確認の上、長期的にこの敷地景観を良好に保てるものを選定しているかどうかなどについて、確認の上、御指導をお願いしたい。

<懸田会長> 何か御質問がありましたらお願いします。

<土屋委員> 計画書12ページの東金警察との協議の中で、計画地の外周がどのようになるのかに対し、周辺住民の意見もあるので検討中とあります。周辺住民の意見がどういうもので、どのように決定したのか教えてください。

<事務局> 住民を対象とした説明会の中で、防犯上照明は一晩中点くのかという意見が出ています。これに対する回答は、店舗内は最小限の誘導灯は点きますが、それ以外は光害の関係で消灯するとなっています。他には特にありません。

<土屋委員> 今の回答を踏まえて、住民からの意見なしとなっているのですか。

<事務局> 説明会の中での意見に対し設置者の回答が不十分な場合や、その後意見を言う必要が生じた場合に県に直接意見を提出する制度があり、そこでの意見がなかったということです。

<臼田委員> 自治会等の清掃活動がある場合には積極的に参加するとありますが、他の店舗でもしていただければ住民としてありがたい。

<懸田会長> 専門委員からの御意見ですが、交通について安井委員お願いします。

<安井委員> 関係機関と適切に協議がなされており、交通量からも問題ありません。

<懸田会長> 騒音について木村委員お願いします。

<木村委員> 営業時間や荷さばきが夜間にかかりませんので問題ないと思いますが、住居側で昼間50dB以上の予測が出ていますので、苦情が出れば速やかに対応をお願いします。

<懸田会長> 廃棄物、リサイクルについて鬼沢委員お願いします。

<鬼沢委員> 計画がしっかりしています。特に、社内に省エネ推進室を設け、店舗そのものが省エネの店舗となることとしています。これはとても大切なことで、省エネの店舗であることを地域でPRして、良い見本になってもらいたいと思います。

<懸田会長> 他に意見がないようなので、県の意見案「意見なし」を妥当としたいと思いません。

○ 議題(2)変更の届出に対する県意見の報告については、次のとおりであった。

<懸田会長> それでは、報告案件をお願いします。

<事務局> 報告資料により説明。

<懸田会長> ただ今の事務局からの説明のとおり御了解願います。

○ 議題(3)については、次のとおりであった。

配布資料(届出状況一覧)の補足説明を行ったほか、次回開催の第98回千葉県大規模小売店舗立地審議会の日程については後日調整のうえ決定することとした。

6 閉 会:午後2時45分閉会

平成24年 月 日

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印